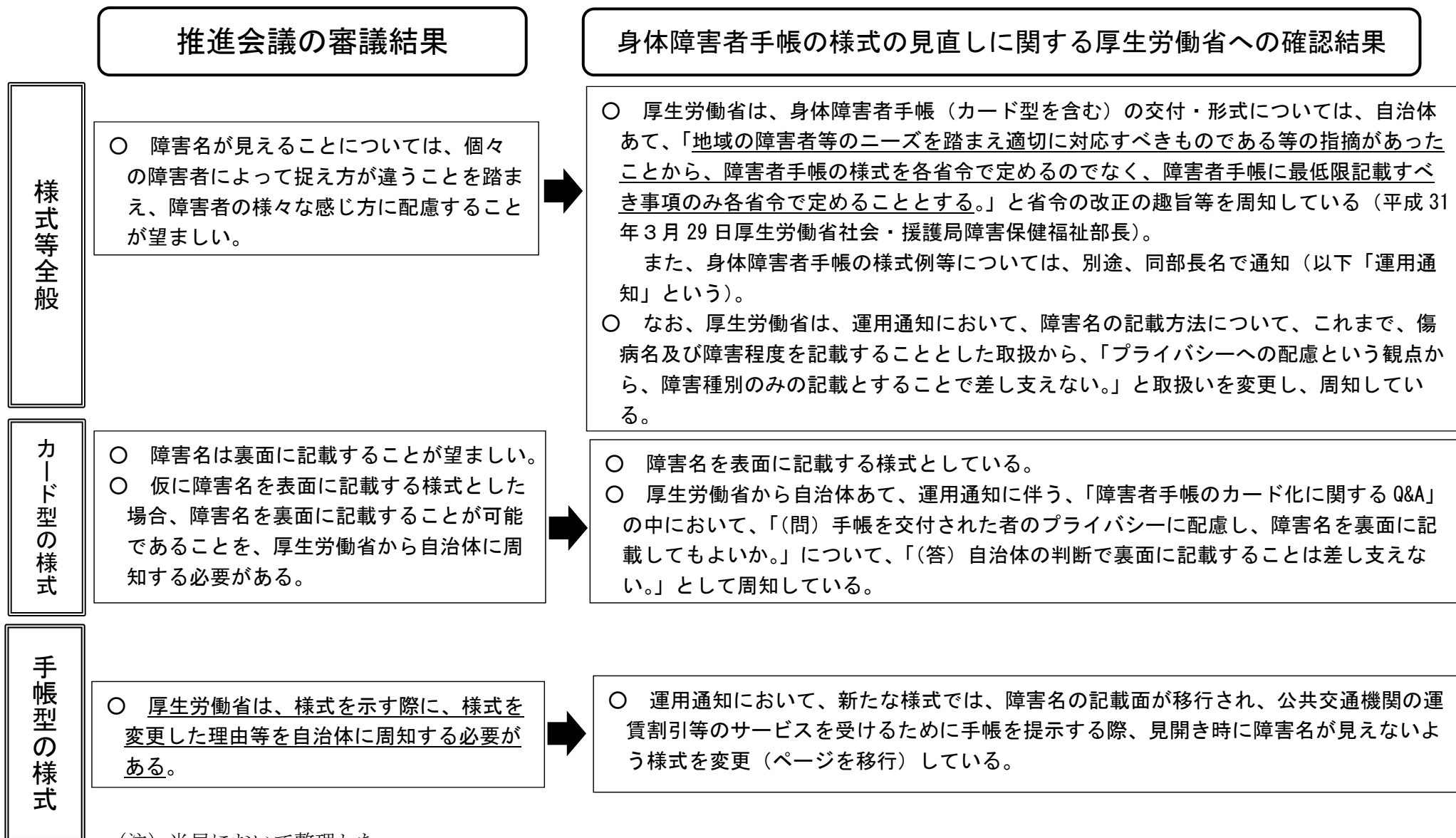


## 添付資料（身体障害者手帳の様式の見直し関連）

### ① 身体障害者手帳の様式の見直しに関する、推進会議の審議結果と厚生労働省への確認結果



（注）当局において整理した。

# 身体障害者手帳の様式見直しに関連する通知

- 1 身体障害者福祉法施行規則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

障発 0 3 2 9 第 2 9 号

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

身体障害者福祉法施行規則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

身体障害者福祉法施行規則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令が平成 31 年 3 月 29 日厚生労働省令第 48 号をもって公布され、平成 31 年 4 月 1 日から施行されることとなったので、下記事項に留意の上、その運用に遺憾なきようされたい。

## 記

### 第一 改正の趣旨

身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳（以下「障害者手帳」という。）については、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和 25 年厚生省令第 31 号）に定める様式により交付することとされているところであるが、今般、障害者手帳のカード形式での交付を含め、その形式については、地域の障害者等のニーズを踏まえ適切に対応すべきである等の指摘があったことから、障害者手帳の様式を各省令で定めるのではなく、障害者手帳に最低限記載すべき事項のみ各省令で定めることとする。

なお、障害者手帳の様式例などカード形式での交付に関する具体的な運用については、別途発出する通知において規定する。

### 第二 改正の内容

#### 1 身体障害者福祉法施行規則の一部改正

- (1) 身体障害者手帳交付申請書の様式（別表第 2 号）から身体障害者の本籍地、職業、教育の欄を削除すること。
- (2) 身体障害者手帳の様式（別表第 4 号）を削除すること。

- (3) 身体障害者手帳に記載すべき事項から、身体障害者の本籍及び補装具費の支給に関する事項を削除するとともに、身体障害者手帳には、当該身体障害者手帳の交付を受けた者の写真を表示するものとする旨、明記すること。
- (4) その他所要の規定の整備を行うこと。

## 2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部改正

- (1) 精神障害者保健福祉手帳の様式（別記様式第3号）を削除すること。
- (2) 精神障害者保健福祉手帳に記載すべき事項として、精神障害者の氏名、現住所及び生年月日並びに精神障害者保健福祉手帳の交付番号、交付年月日及び有効期限を定めるほか、やむを得ない理由がある場合を除き、精神障害者保健福祉手帳には、当該精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の写真を表示するものとする旨、明記すること。
- (3) その他所要の規定の整備を行うこと。

## 第三 その他

療育手帳については、「カード型療育手帳の仕様について」（平成27年11月11日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡）において、カード形式での交付に関する仕様等について示しているため、改めて留意されたい。

障発 0 3 2 9 第 3 1 号

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

### 身体障害者手帳の様式等について

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に規定する身体障害者手帳については、これまで身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第四号によって様式を定めていたところである。

今般、身体障害者福祉法施行規則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 48 号）により、身体障害者手帳についての記載事項の見直し等が行われ、改正後の身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）が、平成 31 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、身体障害者手帳の様式例等について下記のとおり定めることとしたので、その適切かつ円滑な実施に努められたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言（ガイドライン）である。

おって、平成 31 年 3 月 31 日をもって、「身体障害者手帳の取扱いについて」（昭和 25 年 5 月 26 日社乙発第 77 号厚生省社会局長通知）、「身体障害者手帳の記載事項について」（昭和 26 年 10 月 15 日社乙発第 148 号厚生省社会局長通知）及び「内部障害にかかる身体障害者手帳の障害名の記載について」（昭和 42 年 12 月 23 日社更第 365 号厚生省社会局長通知）は廃止する。

### 記

#### 第一 身体障害者手帳の様式

- 1 身体障害者手帳の様式は、別紙 1 の例によるものとする。ただし、身体障害者手帳の交付を受ける者が希望する場合は、別紙 2 の様式とすることができる。
- 2 別紙 2 の様式により身体障害者手帳を交付する場合において、都道府県知事（地方自治法第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市及び同法第 252 条の 22 第 1 項に規定

する中核市にあっては、その長とする。以下同じ)は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) プラスチックその他の材料を用い、厚さは0.7ミリメートル程度とし、使用に耐えうるものとする。
- (2) 潜像、特殊形状スクリーン、パールインキ等の偽造防止対策を施すこと。
- (3) 備考欄はサインパネル加工とし、必要な事項を記載できるようにすること。
- (4) 縁に切り欠きを入れる又は券面に点字シールを貼る等の視覚障害者が判別しやすいような加工等を施すこと。
- (5) 写真は、申請時に添付されたものを、スキャン等によりデータとして取り込んだ上で券面に印刷すること。
- (6) 券面に図柄等を入れる場合は、記載事項が判別可能な範囲に留めること。
- (7) 事前に、手帳の材質、偽造防止の手法、切り欠き等の加工その他の仕様を当職宛に情報提供するとともに見本を提出すること。

## 第二 身体障害者手帳の交付を受ける者への周知

都道府県知事は、身体障害者手帳の交付を受ける者に次に掲げる事項を周知するものとする。

- 1 住所や氏名が変わったときは、速やかに変更の届を出すこと。
- 2 身体障害者手帳をなくし又は使用できなくなったときは、再交付を申請すること。
- 3 身体障害者手帳を譲渡又は貸与してはならないこと。

## 第三 障害名の記載方法について

障害名の記載方法については、「身体障害者手帳の取扱いについて」(昭和25年5月26日社乙発第77号厚生省社会局長通知)及び「内部障害にかかる身体障害者手帳の障害名の記載について」(昭和42年12月23日社更第365号厚生省社会局長通知)において、傷病名(診断名)及び障害程度を簡潔かつ明瞭に記載することとしていたが、プライバシーへの配慮という観点から、以下に例示するような障害種別のみの記載とすることで差し支えない。

ただし、身体障害者手帳の交付を受ける者によって、具体的な障害の内容が身体障害者手帳に記載されていた方がよいと判断される場合等には、本人の意向を踏まえる等した上で、従来のように傷病名及び障害程度を記載することとする。

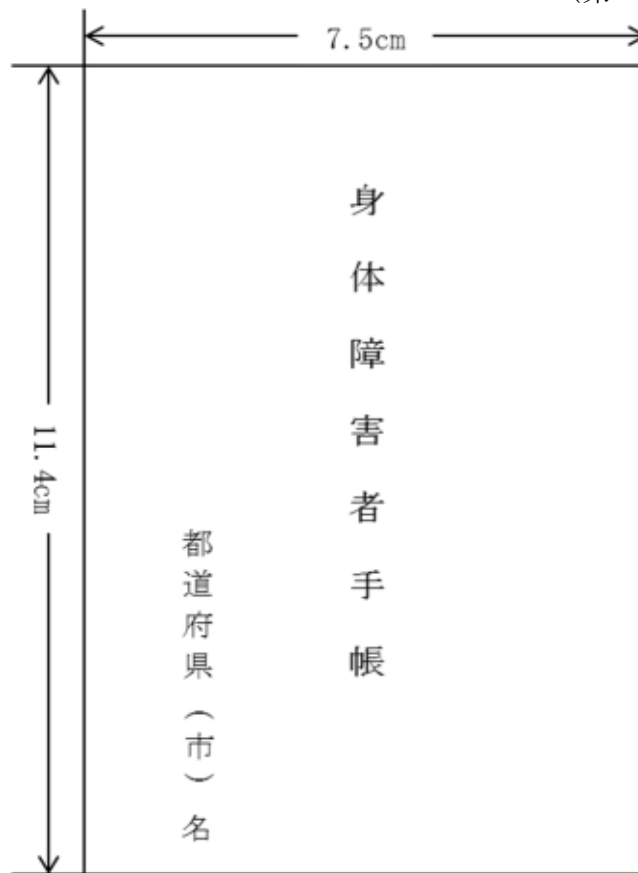
### 記載例

- 1 視力障害
- 2 視野障害
- 3 聴覚機能障害
- 4 平衡機能障害
- 5 音声・言語・そしゃく機能障害
- 6 上肢不自由

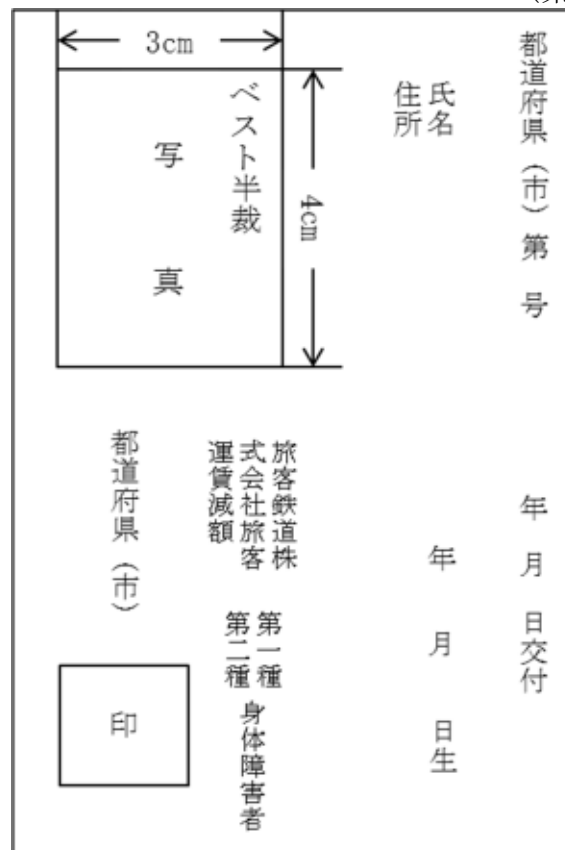
- 7 下肢不自由
- 8 体幹機能障害
- 9 上肢機能障害
- 10 移動機能障害
- 11 心臓機能障害
- 12 じん臓機能障害
- 13 呼吸器機能障害
- 14 ぼうこう又は直腸機能障害
- 15 小腸機能障害
- 16 免疫機能障害
- 17 肝臓機能障害

身体障害者手帳 (紙様式)

(第一面)



(第二面)



(第三面)

注)住所や氏名が変わったときは、速やかに変更の届けを出してください					現住所	本人の欄
					転入年月日	
					福祉事務所 又は町村長の印	

(第四面)

				氏名	保護者の欄
				続柄	
				現住所	
				保護者となった年月日	
				福祉事務所 又は町村長の印	





身体障害者手帳 (カード様式)

(表)

身体障害者手帳

都道府県(市) 第 号

交付日 年 月 日

氏名

生年月日 年 月 日

住所

保護者氏名

続柄 住所

障害名

障害程度等級

旅客鉄道株式会社

旅客運賃減額 第一種・第二種身体障害者

印

22mm

27.5mm

12mm

2mm

53.98mm

85.60mm

(裏)

備考

注) 住所や氏名が変わったときは、速やかに変更の届を出してください。

# 障害者手帳のカード化に関するQ&Aについて

事 務 連 絡  
平成31年3月29日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企 画 課  
精神・障害保健課

## 障害者手帳のカード化に関するQ & Aについて

平素より障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

障害者手帳のカード化については、身体障害者福祉法施行規則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第48号）、「身体障害者手帳の様式等について」（平成31年3月29日障発0329第31号）及び「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」の一部改正について」（平成31年3月29日障発0329第34号）において示したところですが、今般、別紙のとおり「障害者手帳のカード化に関するQ & A」を作成しましたので、障害者手帳のカード化の検討材料としてご活用ください。

また、各都道府県におかれましては、管内市町村等に周知していただきますようお願いいたします。

（お問い合わせ先）

【身体障害者手帳に関すること】

障害保健福祉部企画課 人材養成・障害認定係

T E L 03-3595-2389（内線3029）

F A X 03-3502-0892

【精神障害者保健福祉手帳に関すること】

障害保健福祉部精神・障害保健課 障害保健係

T E L 03-3595-2307（内線3065）

F A X 03-3593-2008

(別紙)

## 障害者手帳のカード化に関するQ & A

### 【共通事項】

問1 実施に当たっては、経過措置や移行期間を設けてほしい。

(答)

今般の制度改正は、「障害者手帳のカード化」を義務付けるものではなく、自治体において十分な検討期間を設けていただければよいため、経過措置や移行期間を設けることは考えていない。

問2 ICチップや磁気ストライプは搭載しないのか。

(答)

今般の「障害者手帳のカード化」は、単にプラスチックカードによる手帳の交付を可能とするものであるが、自治体の判断でICチップや磁気ストライプを搭載することは差し支えない。

問3 裏面の備考欄はサインパネル加工とのことだが、押印は可能なのか。

(答)

一般的な朱肉等の場合、インクがプラスチック面に馴染まず、印影が擦れたり消えたりしてしまうことが想定されるため、押印する箇所に紙素材のシールを貼り又はプラスチックでも押印可能なインクを使用し、印影が擦れたり消えたりしないような方策をご検討いただくか、押印を必要としない運用方法をご検討いただきたい。

問4 写真のサイズは紙の手帳とカード形式の手帳で異なるのか。

(答)

従来の手帳の写真サイズは縦4センチ×横3センチのサイズだが、カード形式の手帳の場合は、縦2.75センチ×横2.2センチのサイズとしている。申請時に添付される縦4センチ×横3センチの写真をスキャンするなど、データとして取り込んだ上でカードの券面に縮小して印刷する方法を想定している。

問5 従来の紙の手帳かカード形式の手帳か選択制とのことだが、カード形式の手帳のみに統一してはいけないのか。

(答)

カード形式になることで氏名・住所などの個人情報や障害名が端から見えや

すくなってしまうことから、従来の紙の手帳を好まれる障害当事者もあり、現時点でカード形式の手帳のみに統一することは考えていない。

問6 紙の手帳とカード形式の手帳を両方交付することは可能なのか。

(答)

どちらか一方の交付しかできない。

問7 カード形式の手帳の導入は自治体の判断に委ねられているが、導入している自治体としていない自治体が混在することになり、転入・転出の際に混乱が生じるのではないのか。

(答)

カード形式の手帳を交付された者が、カード形式の手帳を導入していない自治体に転入した際には、居住地変更の旨を備考欄に記載するなど、可能な限りカード形式の手帳をそのまま使えるようご配慮いただきたい。なお、どうしてもカード形式の手帳で対応することが困難である場合は、転入先の自治体において、紙の手帳を再交付することもやむを得ない。

また、精神障害者保健福祉手帳については、自治体毎に発行することとなるため、カード形式の手帳を交付された者が、カード形式の手帳を導入していない自治体に転入した際には、カード形式の手帳を導入していない自治体は、カード形式の手帳の導入を検討していただきたい。

問8 カード化にあたって、印刷に必要な機材の購入や発行するためのシステム改修等に係る費用の予算補助はあるのか。

(答)

予算補助は予定していない。

#### 【身体障害者手帳】

問9 現在は手帳の備考欄に、有料道路障害者割引、自動車税の減免等の各種サービスの証明などに利用しているが、カード化に伴い備考欄が足りなくなると想定されるが、どのように運用したら良いか。

(答)

備考欄の使用については必要最小限となるよう運用方法をご検討いただきたい。

なお、有料道路障害者割引の手続等については、これまでのスタンプの押印に代えて、偽造防止対策が施された特殊なシールに、車番などを記載して手帳

に貼付する方法を検討しているところである（別添参照）。現在、国土交通省及び道路事業者と調整中であるが、平成31年夏頃の開始を想定している。

問10 障害の種類が多い、住所や氏名が長い、又は、住所や氏名の変更があった場合等、記載スペースが足りなくなることが想定されるが、どのように運用したら良いか。

（答）

記載スペースが足りなくなるようであれば備考欄を使用するなど適宜ご対応いただきたい。

問11 再認定や再交付日の記載欄を設けて欲しい。

（答）

自治体の判断で記載欄を設けることは差し支えない。

問12 手帳を交付された者のプライバシーに配慮し、障害名を裏面に記載してもよいか。

（答）

自治体の判断で裏面に記載することは差し支えない。

#### 【精神障害者保健福祉手帳】

問13 精神障害者保健福祉手帳について、写真を添付しない場合の様式はどうすればよいのか。

（答）

写真を添付しない場合のカード形式の手帳の交付にあたっては、写真部分に都道府県名等の押印の実施や空欄にするなど適宜ご対応いただきたい。

問14 精神障害者保健福祉手帳について、更新日を裏面としている理由についてご教示いただきたい。

（答）

カード形式の手帳の作成において、表面は、潜像、特殊形状スクリーン、パールインキ等の様々な偽造防止技術をすることとし、裏面の備考欄はサインパネル加工を施すことを想定している。更新日も手書きで記載することが想定されるから、更新日についても裏面としたところである。

問15 精神障害者保健福祉手帳について、更新日の記載方法についてご教示いただきたい。

(答)

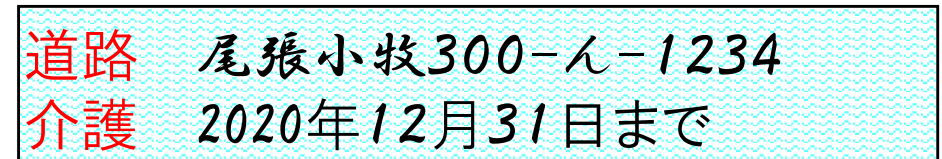
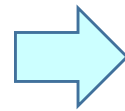
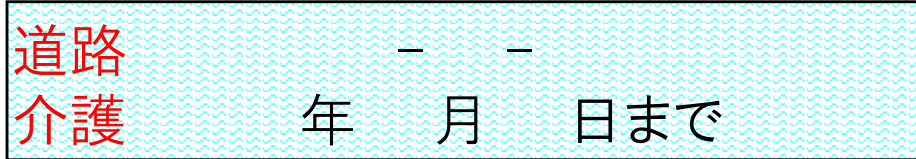
更新日の記載方法としては、日付の記載と押印をお願いしたい。具体的には、西暦2019年4月1日などの日付を記載した上で、自治体が記載し発行したことを証明するために押印を行うなど適宜ご対応をいただきたい。

# カード型身体障害者手帳 有料道路割引の記載方法(案)

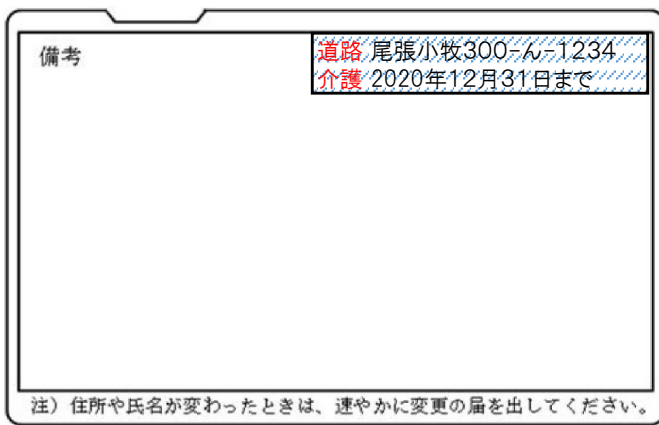
## 【有料道路事業者(案)】

- 記載内容として、「有料道路割引」「介護」「車番」「有効期限」等がありますが、カード型手帳では裏面の備考欄への記載を予定しています。
- カード型手帳では記載スペースがより小さくなるため、有料道路事業者が作成した偽造防止対策が施された特殊なシールに、福祉事務所にて車番などを記載して手帳貼付する方法を検討しています。これにより公印を不要とし、更新・変更時には上張りで対応できることとなります。
- その際には従来型手帳もシール貼付方式に一本化するものと考えています。

## 【シールイメージ(案)】



## ↓実寸サイズ(A4印刷時)

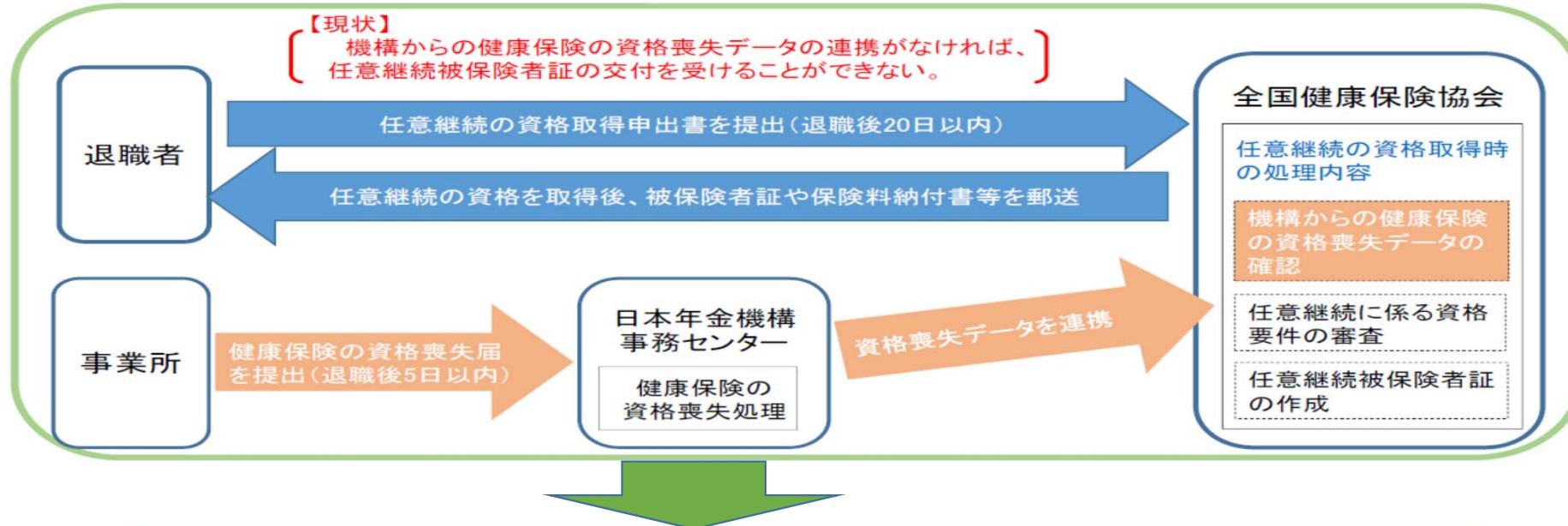


- 福祉事務所にて、車番・有効期限等を記載していただきます。  
(上図、右の例、行書体部分が記載項目イメージ)
- 「道路」と記載のシールと、上図例の「道路介護」と記載のシールの2種類を作成・配布します。
- シール扱いの開始時期は、企画・作成、福祉事務所への説明などの準備を経て平成31年夏頃を想定しています。

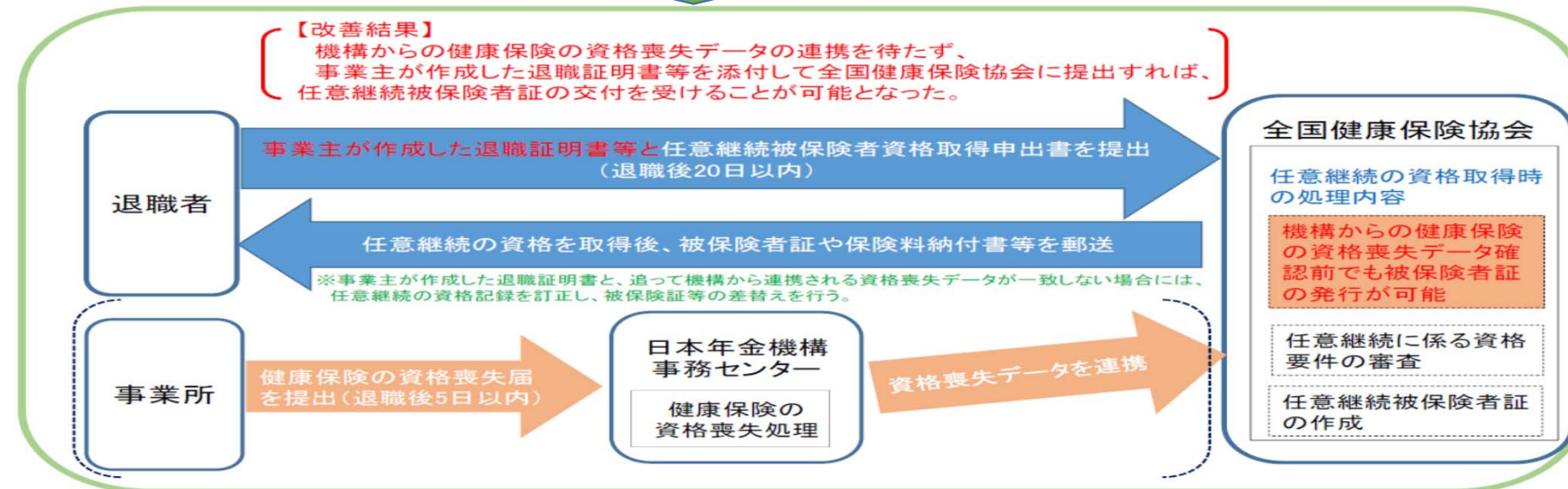


## 健康保険の任意継続の申請から被保険者証交付までの流れ(改善の概要)

改善前



改善後



保保発0705第1号  
令和元年7月5日

全国健康保険協会理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長  
( 公 印 省 略 )

任意継続被保険者に係る被保険者証の交付について

医療保険制度の円滑な実施について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

任意継続被保険者に係る被保険者証の交付につきましては、被保険者の届出から被保険者証の交付までに一定程度の期間を要しており、交付時期に関する問合せが多いことや総務省の行政苦情救済推進会議（平成31年3月6日開催）において議題として付議されたことを踏まえ、被保険者の利便性向上の観点から、下記のとおり整理しましたので、遺漏のないよう取り扱うようお願い申し上げます。

記

- 1 任意継続被保険者の資格取得については、健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下単に「法」という。）第3条第4項において、適用事業所に使用されなくなったこと等により被保険者の資格を喪失した者が、保険者へ申し出ることにより資格を取得することとされている。  
また、被保険者の資格の取得及び喪失については、法第39条第1項において、厚生労働大臣（日本年金機構）の確認によって効力を生じるとされているが、任意継続被保険者の資格の取得及び喪失については、事業主との関係がないので、事業主との関係において争いが生じることを防止することを目的としたこの規定が適用されないこととなっている。  
したがって、任意継続被保険者の資格取得の申出があった場合には、資格喪失の事実を確認することができれば、法第51条の2の規定による厚生労働大臣（日本年金機構）から全国健康保険協会への被保険者の資格に関する情報の提供が行われる前であっても、被保険者証を交付して差し支えない。
- 2 資格喪失の事実については、事業主により退職した事実が証明された書類等（退職証明書、雇用保険被保険者離職票など）の写しを以て確認すること。
- 3 船員保険の疾病任意継続被保険者に係る被保険者証の交付についても同様に取り扱うこと。

以上